

土壌汚染対策法上における対象物質と指定基準						
分類	特定有害物質の種類	土壌溶出量基準（mg/L）	土壌含有量基準（mg/kg）	地下水基準（mg/L）	第二溶出量基準（mg/L）	土壌ガス濃度 判断基準 (volppm)
第一種 （揮発性有機化合物） 特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	-	0.002以下	0.02以下	0.1未満
	四塩化炭素	0.002以下	-	0.002以下	0.02以下	0.1未満
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-	0.004以下	0.04以下	0.1未満
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-	0.1以下	1以下	0.1未満
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-	0.04以下	0.4以下	0.1未満
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-	0.002以下	0.02以下	0.1未満
	ジクロロメタン	0.02以下	-	0.02以下	0.2以下	0.1未満
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-	0.01以下	0.1以下	0.1未満
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-	1以下	3以下	0.1未満
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-	0.006以下	0.06以下	0.1未満
	トリクロロエチレン	0.01以下	-	0.01以下	0.1以下	0.1未満
	ベンゼン	0.01以下	-	0.01以下	0.1以下	0.05未満
第二種 （重金属等） 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下	45以下	0.003以下	0.09以下	-
	六価クロム化合物	0.05以下	250以下	0.05以下	1.5以下	-
	シアン化合物	検出されないこと	50以下 (遊離シアンとして)	検出されないこと	1.0以下	-
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	-
	セレン及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	-
	鉛及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	-
	砒素及びその化合物	0.01以下	150以下	0.01以下	0.3以下	-
	ふっ素及びその化合物	0.8以下	4000以下	0.8以下	24以下	-
	ほう素及びその化合物	1以下	4000以下	1以下	30以下	-
第三種 （農薬等） 特定有害物質	シマジン	0.003以下	-	0.003以下	0.03以下	-
	チオベンカルブ	0.02以下	-	0.02以下	0.2以下	-
	チウラム	0.006以下	-	0.006以下	0.06以下	-
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	検出されないこと	0.003以下	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-	検出されないこと	1以下	-